

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月12日
【届出者の氏名又は名称】	ワイエス商事株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 高原 達広 / 同 池田 賢生 / 同 合田 顕宏
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ワイエス商事株式会社 (東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、ワイエス商事株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、西本W i s m e t t a cホールディングス株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

西本Wismettacホールディングス株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を取得及び所有することを主たる目的として2024年10月7日に設立された株式会社です。本書提出日現在、対象者の代表取締役会長CEOである洲崎良朗氏が公開買付者の代表取締役を務めており、公開買付者の発行済株式を全て所有しております。

なお、本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりませんが、洲崎良朗氏は、対象者株式8,204,100株(所有割合(注1):19.19%)を所有する対象者の第二位株主です。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年11月11日に公表した「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(43,059,420株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(298,325株)を控除した株式数(42,761,095株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

今般、公開買付者は、2024年11月11日、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式(以下に定義します。)を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)に該当し、洲崎良朗氏は、本取引後も継続して対象者の取締役として経営にあたることを予定しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は対象者のその他の取締役(監査等委員を含みます。)との間で本取引後の役員就任について何らの合意も行っておりません。

(注2) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の代表取締役会長CEOかつ対象者の第二位株主である洲崎良朗氏(所有株式数:8,204,100株、所有割合:19.19%)、洲崎良朗氏がその議決権総数の3分の2超を所有する資産管理会社であり、対象者の主要株主かつ筆頭株主である多津巳産業株式会社(以下「多津巳産業」といいます。)(所有株式数:18,707,220株、所有割合:43.75%)及び洲崎良朗氏が代表理事を務め、対象者の第三位株主である公益財団法人洲崎福祉財団(以下「洲崎福祉財団」といいます。)(所有株式数:3,900,000株、所有割合:9.12%)(以下、洲崎良朗氏、多津巳産業及び洲崎福祉財団を総称して「本不応募合意株主」といいます。)との間で、2024年11月11日付で、それぞれが所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:30,811,320株、所有割合の合計:72.05%。以下「本不応募株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には株主総会において、本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。)に関連する各議案に賛成する旨をそれぞれ合意(以下「本不応募合意」といいます。)しております。本不応募合意の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておりません。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しておらず、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。これは、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための本株式併合(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」で定義します。以下同じです。)を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているところ、本不応募合意株主が本書提出日現在所有する対象者株式30,811,320株(所有割合：72.05%)に係る議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を超えており、本スクイズアウト手続が確実に実行可能であると考えていることに加え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の株主の皆様の利益に資さない可能性もあると考えられたためです。なお、本不応募合意株主が本書提出日現在所有する対象者株式30,811,320株(所有割合：72.05%)に係る議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を超えていることから、本公開買付けを経ずに本スクイズアウト手続を実行することも可能ですが、本公開買付けを前置したほうが、本公開買付けに応募する株主の皆様にとっては、本公開買付けを前置しない場合と比較して対価を得るタイミングがより早くなり、より早期に売却機会を提供することができること、本公開買付けを前置することにより、対抗提案が可能な期間を比較的長期間確保することができるため、より少数株主の利益に配慮したストラクチャーであると考えられることから、本公開買付けを前置することといたしました。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施することを対象者に要請する予定です。また、公開買付者は本スクイズアウト手続の完了後に、公開買付者を吸収合併消滅会社、対象者を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行い、対象者の株主を本不応募合意株主のみとすることを予定しておりますが、その時期については、本書提出日現在、未定です。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)からの借入(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本銀行融資を受けることを予定しております。本銀行融資に関する詳細については、三井住友銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、本スクイズアウト手続を通じて対象者の株主が公開買付者及び本不応募合意株主のみとなった後、本銀行融資に関して、対象者を公開買付者の連帯保証人とする予定です。

なお、対象者が2024年11月11日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことである。なお、対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者のグループは、本書提出日現在、対象者、連結子会社24社及び持分法適用会社2社(以下、総称して「対象者グループ」といいます。)で構成されており、米国を中心にグローバルで日本食、アジア食・食材の開発から販売・物流まで一貫して手掛ける「アジア食グローバル事業」、及びフルーツを中心とした青果物の輸入卸販売、食品メーカーや外食産業向けの食材の供給を行っている「アグリ事業」を主たる事業として展開しているとのことです。

対象者は、1912年に神戸において貿易商社として創業し、1947年9月、西本貿易株式会社として法人化したとのことです。1920年には、対象者初の北米拠点であるシアトル支店を米国ワシントン州において開設、翌1921年には、海外向けプライベート・ブランドの「Shirakiku」の使用を開始する等、海外展開、業容拡大に努めてきたとのことです。その後、2010年10月、西本貿易株式会社(旧)の商号を西本貿易ホールディングス株式会社に変更すると同時に新設分割により西本貿易株式会社(新)を設立し、2015年1月に現在の西本Wismettaホールディングス株式会社に商号変更したとのことです。また、2017年9月に東京証券取引所第一部に株式を上場し、その後、2022年4月4日の東京証券取引所の市場区分の変更に伴い、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しているとのことです。

対象者グループは、創業以来、グローバルな視野とフロンティア精神、そしてリベラルな価値観を尊ぶ社風を基本理念とし、グローバルに展開する44の拠点において、日本食・アジア食を中心とした様々な食品・食材を世界から世界へクロスボーダーで商品企画・調達・生産・在庫・販売・分荷配送する対象者独自の一气通貫可能なサプライチェーンを活用して高付加価値な商材を顧客に提供するビジネスモデルを構築し、今日まで事業を展開してきたとのことです。

洲崎良朗氏は、以下の) ~) のとおり、対象者の想定を上回るほど経営環境は激しく変化していると考えております。

-) 世界における日本食・アジア食市場は地理的に急速に広がっていると考えております。また、消費者が日本食・アジア食に求めるニーズも多様化しており、結果として販路も多様化していると考えております。具体的には、北米地域において、日本食レストランのみならず、中食・内食・スナック等の日本食・アジア食需要が増加していると認識しております。
-) AIに加えて、ロボティクス(注1)やフードテック(注2)等のテクノロジーが急速に発展しており、対象者の事業にも大きな変化をもたらすものと考えております。
-) 世界的な政治状況・経済状況の不安定化、また、気候変動リスクの高まりは食のサプライチェーンに広範な影響を与える可能性があるものと考えております。
-) 世界経済の変化や地政学的リスクの高まりにより為替変動のリスクが高まった他、賃金、原材料、運賃等の対象者の事業に関わる様々なコストが世界的に想定以上に上昇・高止まりしていると認識しております。
-) 日本国内において、人口減少、食の多様化、消費者嗜好の変化及び為替の影響等により輸入食品市場での消費活動が停滞傾向にあり、当該傾向は今後も継続するものと考えております。

(注1) 「ロボティクス」とは、ロボットのフレームや機構を設計する機械工学、ロボットに組み込んだモーターを動かす電気回路を制作する電気・電子工学、ロボットを制御するプログラムをつくる情報工学に関する研究を総合的に行うロボット工学をいいます。

(注2) 「フードテック」とは、バイオやデジタルといったテクノロジーを活用し、食の課題解決につなげる技術をいいます。

このような状況において、洲崎良朗氏は、対象者グループがこれまでどおりの施策を実施するのみでは経営環境の変化に対して、必要かつ十分な速度を伴って対処し、より高度で持続的な成長と高い収益力の実現を図ることは困難であるとの認識に至りました。そこで、洲崎良朗氏は、対象者グループの目指すべき真の姿の実現及び長期的・継続的な企業価値向上に向けて、対象者グループにおいて一部既に取り組みされている以下(a)~(e)の施策をこれまで以上に積極的かつ迅速・確実に実行することが必須であると考えております。

(a) 主力のアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資

対象者の強みである北米アジア食事業において、日本食・アジア食の地理的な広がりに対応し、従来はカバーできていなかった地域の日本食レストランや小売店等も含めて、より迅速かつ正確な配送を低コストで実現し、顧客満足度の向上を実現するため、ハブアンドスポークモデル(注3)導入による輸送効率の向上と在庫の最適化も視野に、市場調査に基づく最適な拠点(倉庫)の展開・配置を行うための投資を行うことを想定しております。

(注3) 「ハブアンドスポークモデル」とは、中心となる物流拠点(ハブ)に商品在庫を集約させ、周辺の物流施設(スポーク)に輸送する方式をいいます。

(b) 高度なデジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化

上記(a)に記載の物流ネットワークの再編に加えて、過不足のない適切な在庫水準の達成と正確・迅速・安価な荷役配送サービスの実現を目的に、北米全拠点を皮切りに、欧州への展開も含め、WMS(注4)の導入、PSI(注5)システムの導入を予定しております。また、対象者における全業務の作業効率性向上の観点から、SOP(注6)の再構築を行っており、DX及びAIテクノロジーに置き換えるプロセス、DX及びAIと人間が協力して行うプロセス、人間が行うプロセスを見極めた上で、調達から販売までの業務オペレーションの最適化とITとの融合を推進するBPE(Business Process Excellence)部門を新設し、正確で迅速な低コストでのオペレーションを実現すると同時に、商品開発や取扱商品種類の増加等、対象者が顧客への付加価値創出に専念できる体制を構築します。

さらに、商品開発を含む価値創出のプロセスを解析し、必要な情報を収集し、データに基づいて判断を行うデータドリブン(注7)な価値創出を推進することを考えております。

(注4) 「WMS」とは、Warehouse Management Systemの略称であり、倉庫等の商品や各種資材の入在庫や在庫管理等の機能を持つ物流センター管理システムをいいます。

(注5) 「PSI」とは、Production Sales Inventoryの略称であり、主に製造業が適正在庫を図るために行う管理手法をいいます。

(注6) 「SOP」とは、Standard Operating Proceduresの略称であり、作業や業務を進める際の手順を詳しく記載した指示書をいいます。

(注7) 「データドリブン」とは、売上データやマーケティングデータ、WEB解析データ等、データに基づいて判断・アクションをすることをいいます。

(c) 各種人事制度の見直し

組織として結果を出す力の向上と、新陳代謝の促進を目的に、経営陣とそれに続く全部門のマネジメント層を対象にサクセッションプランを定め、計画的採用・育成を早急に推進することを考えております。また、人材の層を厚くすると同時に、出身民族構成の正常化を図り、民族的な差異を排除する無民族化を目的とした多民族化を進めることを考えております。さらに、組織を活性化すべく、計画的・定期的な人事異動を実施し、任期制度及び早期退職制度等も導入することを検討しております。

(d) 強靱かつ効率的なサプライチェーンの構築

最適な物流網・在庫水準の実現に加えて、地政学的リスクや気候変動リスクの高まりを受け、複数の協力企業との提携を鑑みたマルチソーシングの推進及び主要商材における供給者との業務・資本提携等によりレジリエント(注8)で強靱なサプライチェーンの構築を実現することを想定しております。

(注8) 「レジリエント」とは、災害や不況等の様々な外部環境の変化や不確実性に対する耐性、あるいはそれらに柔軟に適應する能力をいいます。

(e) アグリ事業の収益基盤の強化

IP・商標含む商品開発・生産開発能力の獲得を起爆剤として海外事業を拡大すべく、戦略的な商品と、重点国を定め、商標権を武器に疑似独占モデル(注9)を確立し、生産・販売の質と量を適正管理することで利益最大化を図ることを想定しております。

(注9) 「疑似独占モデル」とは、競合がいる市場環境の中で競合との差別化を図り、自社製品・商品・サービスが競合と比較して独自のポジションを築くことにより、疑似的な独占状態を作ることを行います。

一方で、洲崎良朗氏は、上記の各施策を実行するためには多額の投資が一定期間先行して必要となり、直ちに対象者グループの業績に貢献するものではないと考えております。また、対象者が上場企業である以上、短期的な業績に対してのコミットメントが求められる中、上記の各施策の実行の過程で中長期的な成長を優先する意思決定を行った結果、資本市場から十分な評価が得られず、対象者株式の評価を毀損する可能性もあるため、対象者が上場を維持したまま、これらの施策を実施することは困難であると考えようになりました。

また、洲崎良朗氏としては、2017年9月に東京証券取引所市場第一部に株式を上場して以来、知名度の向上、社会的な信用の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してまいりましたが、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達必要性は当面見込まれていないこと、金融機関との長期的な取引により良好な関係を築けており、また昨今の良好な資金調達環境を鑑みても、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが想定されること、さらには、一定のブランド力やお取引先様に対する信用力は既に確保できていると考えることから、人材の採用面やお取引先様との取引の継続の面から見ても上場廃止による悪影響は見込まれず、対象者が上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況になっていると考えました。さらに、対象者において株式の上場を維持するために必要な人的・経済的コストは近年増加しており、今後も、かかるコストが対象者の経営上の更なる負担となる可能性も否定できないと認識しております。このようなことから、洲崎良朗氏は、対象者株式を非公開化することが対象者の企業価値向上のために最も有効な手段であるという考えに至りました。また、洲崎良朗氏は、対象者株式の非公開化にあたっては、第三者ではなく、対象者グループの事業内容を熟知している対象者の代表取締役会長CEOである洲崎良朗氏が代表取締役を務める公開買付者自身がマネジメント・バイアウト(MBO)を実施し、対象者の所有と経営を一体化させた上で上記施策を迅速かつ積極的に実行していくことが対象者にとって最善であると考えに至りました。以上の考えにより、洲崎良朗氏は、2024年6月下旬、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非公開化することが対象者株式の企業価値向上のために最も有効な手段であるとの考えのもと、本取引に要する資金の提供者である三井住友銀行と初期的な協議を開始いたしました。その後、洲崎良朗氏は、本取引に関する具体的な検討を開始するにあたり、2024年7月下旬に本取引のファイナンシャル・アドバイザーとしてS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)を選任し、2024年8月5日に、対象者に対して、本取引の実施に関する意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出いたしました。その後、2024年8月中旬にリーガル・アドバイザーとしてT M I総合法律事務所を選任いたしました。そして、洲崎良朗氏は、2024年8月13日、対象者から、本取引に係る提案を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。

洲崎良朗氏は、2024年9月上旬から同年10月下旬まで対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、同年9月26日の本特別委員会に洲崎良朗氏が招聘された際の対話や質疑応答を通じて、(a)主力のアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資、(b)高度なデジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化、(c)各種人事制度の見直し、(d)強靱かつ効率的なサプライチェーンの構築、(e)アグリ事業の収益基盤の強化等の具体的な施策を企図していることを対象者に対して伝達いたしました。

その後、公開買付者は、2024年10月11日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)、本取引のストラクチャー及びスケジュールについてさらに具体的な検討を進め、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報、対象者の株価の動向及び対象者において2024年12月期の期末配当を実施しないこと等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1株当たり1,750円(提案実施日の前営業日である2024年10月10日の対象者株式の終値1,378円に対して27.00%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,377円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して27.09%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して27.18%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,489円に対して17.53%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会から、2024年10月15日、当該提案価格は、少数株主の利益に十分に配慮された金額とはいえないとして本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、公開買付者は、2024年10月23日、本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,800円(提案実施日の前営業日である2024年10月22日の対象者株式の終値1,316円に対して36.78%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,375円に対して30.91%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して31.68%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,455円に対して23.71%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会から、2024年10月24日、当該提案価格は、依然として少数株主の利益に十分配慮された金額とはいえず、同種の取引事例のプレミアム水準や、対象者株式の長期的な市場株価推移、対象者作成の事業計画(以下「本事業計画」といいます。)を踏まえた本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、公開買付者は、2024年10月31日、本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,880円(提案実施日の前営業日である2024年10月30日の対象者株式の終値1,322円に対して42.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,354円に対して38.85%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,359円に対して38.34%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,430円に対して31.47%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会から、2024年11月1日、当該提案価格は、同種の取引事例のプレミアム水準や対象者株式の中長期的な市場株価推移において、対象者の少数株主が享受すべき利益が一定程度確保された価格であると考えているものの、対象者の本源的な株主価値も勘案し、最大限の価格を提案いただきたいとする旨の要請を受けました。そして、公開買付者は、2024年11月6日、本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,930円(提案実施日の前営業日である2024年11月5日の対象者株式の終値1,297円に対して48.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して43.92%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,361円に対して41.81%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,419円に対して36.01%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の価格提案書を提出したところ、本特別委員会から、2024年11月6日、対象者としての正式な意思決定は、2024年11月11日に開催予定の対象者取締役会で承認されることを条件とするものの、当該提案価格をもって、対象者として本取引へ賛同し、株主に対し応募を推奨することが妥当であると考えている旨の回答を受領し、本公開買付価格を1,930円とすることで合意に至りました。なお、同種の取引事例のプレミアム水準については、下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年11月11日、本公開買付価格を1,930円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定しました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年8月5日、洲崎良朗氏から意向表明書を受領したとのことです。対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けがマネジメント・パイアウト(MBO)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、2024年8月5日に、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ」といいます。))を、2024年8月16日にファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。))を、それぞれ選任したとのことです。

また、対象者は、2024年8月13日開催の取締役会において、本特別委員会を設置することを決議し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しているとのことです。本特別委員会は、2024年8月28日に、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのブルータス・コンサルティングの選任、並びにリーガル・アドバイザーとしての西村あさひの選任をそれぞれ承認しているとのことです。その上で、対象者は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、西村あさひ及びブルータス・コンサルティングの助言を受けながら、本取引の実行の是非及び取引条件に関して公開買付者との間で複数回にわたる協議・交渉を行ったとのことです。

本公開買付価格については、2024年10月11日付で、公開買付者より本公開買付価格を1,750円とする旨の第1回提案を書面にて受領したものの、当該提案価格は対象者の少数株主の利益に十分配慮したものはいえないとして、2024年10月15日に、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。その後、本特別委員会は、公開買付者より、2024年10月23日に、本公開買付価格を1,800円とする旨の第2回提案を書面にて受領したとのことです。当該提案に係る本公開買付価格についても、依然として対象者の少数株主の利益に十分に配慮したものとはいえないとして、2024年10月24日に、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。その後、公開買付者より、2024年10月31日に、本公開買付価格を1,880円とする旨の第3回提案を書面にて受領したとのことです。当該提案に係る本公開買付価格においても、相応のプレミアム水準での提案である点は評価したものの、対象者の本源的な株主価値を勘案し、2024年11月1日に、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。かかる要請に対し、公開買付者より、2024年11月6日に、本公開買付価格を1,930円とする旨の第4回提案を書面にて受領したとのことです。これに対して、本特別委員会は、2024年11月6日に、公開買付者に対して、対象者取締役会で承認されることを条件として、かかる提案に応諾する旨回答したとのことです。

以上の交渉過程において、本特別委員会が、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるブルータス・コンサルティングを通じて、公開買付者との間で協議・交渉を行ったところ、その際には、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるブルータス・コンサルティングは、事前に本特別委員会において審議の上で決定した再提案要請の方法、具体的な再提案要請の内容、公開買付者又はそのアドバイザーとの間でコミュニケーションを取る場合にはその内容等の交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行ったとのことです。

そして、上記のとおり、公開買付者との間で本公開買付価格を1,930円とする旨の実質的な合意に至ったことを受け、本特別委員会は、対象者がブルータス・コンサルティングから提出を受けた対象者の株式価値の算定結果に関する2024年11月8日付株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。))の内容も考慮した上で、2024年11月8日付答申書(以下「本答申書」といいます。))を作成し、対象者は、2024年11月11日、本特別委員会から本答申書の提出を受けたとのことです(本答申書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。))。

以上の経緯のもとで、対象者は、2024年11月11日開催の対象者取締役会において、西村あさひから受けた法的助言、ブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言及びブルータス・コンサルティングから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、本取引は対象者グループの企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、世界における日本食・アジア食市場は地理的に急速に拡がり、消費者が日本食・アジア食に求めるニーズも多様化していることで、結果として販路も多様化しているとのことです。加えて、テクノロジーの急速な発展は対象者の事業に大きな変化をもたらすものと考えているとのことです。また、世界的な政治状況・経済状況の不安定化や気候変動リスクの高まりは食のサプライチェーンに広範な影響を与え、世界経済の変化や地政学的リスクの高まりにより為替変動のリスクが高まった他、賃金、原材料、運賃等の対象者の事業に関わる様々なコストが世界的に想定以上に上昇・高止まりしているとのことです。日本国内においては、人口減少、食の多様化、消費者嗜好の変化及び為替の影響等により輸入食品市場での消費活動が停滞傾向にあり、当該傾向は今後も継続するものと考えているとのことです。対象者は創業以来、グローバルに展開する44の拠点において、日本食・アジア食を中心とした様々な食品・食材を世界から世界へクロスボーダーで商品企画・生産・在庫・販売・分荷配送する対象者独自の一气通貫可能なサプライチェーンを活用して高付加価値な商材を顧客に提供するビジネスモデルを構築し、今日まで事業を展開してきたとのことです。現在の事業環境の下、より高度で持続的な成長と高い収益力の実現を図るためには、これまで以上に積極的かつ迅速・確実に様々な施策を実行することが必須であるとの考えに至ったとのことです。具体的には、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、洲崎良朗氏は、(a)主力のアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資、(b)高度なデジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化、(c)各種人事制度の見直し、(d)強靱かつ効率的なサプライチェーンの構築、(e)アグリ事業の収益基盤の強化、といった施策を想定しており、対象者は、いずれの施策も、対象者の中長期的な企業価値向上のために積極的に推進していくべきものであると認識しているとのことです。

しかしながら、これらの施策を実行した際には、多額の投資が一定期間先行して必要となり、中長期的には対象者の企業価値向上が期待できるものの、短期的には利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等を招くリスクがあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実行した場合には、資本市場から十分な評価が得られず、その結果、対象者の株価の下落を招き、対象者の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えているとのことです。他方で、上記のとおり、対象者を取り巻く事業環境に鑑みると、これらの施策を縮小又は先延ばしにすることは、中長期的には対象者の競争力・収益力を弱めることに繋がるものと考えているとのことです。

対象者としても、対象者の株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、対象者株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣を一体化させた上で上記施策を迅速かつ積極的に実行していくことが、対象者の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断したとのことです。

なお、上場企業の株式が非公開化されることによって資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上を通じた人材確保、お取引先様をはじめとするステークホルダーに影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると当面の間エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込まれていないこと、金融機関との長期的な取引により良好な関係を築けており、また昨今の良好な資金調達環境を鑑みても、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが想定されること、さらには、一定のブランド力やお取引先様に対する信用力は既に確保できていること等を踏まえると、非公開化のデメリットは限定的であると考えているとのことです。

したがって、対象者取締役会は、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したと
のことです。以上を踏まえ、対象者取締役会は、2024年11月11日付で、本公開買付けを含む本取引により対象者
株式を非公開化することは、対象者の企業価値向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保に資するものであ
ると判断したとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格(1,930円)は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確
保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格
での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付
け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する
ための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した第三者算定
機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているブルータス・コンサルティングによる対象者株式の株
式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回っており、また、
ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果の範囲内である
こと
- (b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月8日の東京証券取引所プライム市場
における対象者株式の終値1,336円に対して44.46%、2024年11月8日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値
1,334円に対して44.68%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,369円に対して40.98%、過去6ヶ月間の終値単
純平均値1,409円に対して36.98%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本公開買付けと同種の公開買付
け事例(経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「M&A指針」といいます。)を公表した2019年
6月28日以降に公表された、特別関係者を含む公開買付者が公開買付け実施前に所有する対象会社の株式に
係る議決権数が対象会社の総株主の議決権数の3分の2を超えている公開買付け事例26件。但し、不成立と
なった事例を除き、2024年8月31日までに公表された案件に限る。)におけるプレミアム水準の平均値及び中
央値(それぞれ公表日の前営業日の株価に対して中央値37.22%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終
値単純平均値に対して中央値37.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して中央
値36.89%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値33.72%。)を上回る水準
であることから、総じて、他の類似事例と比べても遜色ないプレミアム水準が確保されており、合理的なプ
レミアムが付された価格であると評価できること
- (c) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の
数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利
益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を解消す
るための措置がとられていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (d) 上記利益相反を解消するための措置がとられた上で、対象者と公開買付者の間で独立当事者間の取引におけ
る協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、独立
社外取締役で構成される本特別委員会を組成しこれに買付者との交渉権を付与し、本特別委員会によって、
ブルータス・コンサルティングによる本株式価値算定書の内容や西村あさひによる本取引に関する意思決定
の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、公開買付者との間で真摯かつ継続的に協
議・交渉が行われた結果として、当初提示額(1株当たり1,750円)よりも、1株当たり180円(10.29%)引き上
げられた価格で提案された価格であること
- (e) 下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算
定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公
開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の
取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格は少数株主にとっ
て不利益ではない水準に達している旨の意見を述べていること

なお、対象者の2024年5月15日付で公表した「2024年12月期 連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は2024年12月期の連結業績予想の下方修正(以下「本下方修正」といいます。)を行っているのですが、本下方修正は、2024年12月期第1四半期末時点における業績状況を踏まえた判断であり、2024年8月5日に洲崎良朗氏から意向表明書を受領する前に公表したものであることから、本取引とは無関係の要因によるものであり、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で本下方修正を策定及び公表したものではないため、ブルータス・コンサルティングによる下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の市場株価法の算定にあたり、本下方修正の公表日である2024年5月15日以降の対象者株式の株価も考慮の対象とすること自体に問題はないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2024年11月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、洲崎良朗氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しており、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経営施策を推進する予定です。なお、本書提出日現在、本取引後に、洲崎良朗氏は、対象者の代表取締役会長に就任する予定ですが、公開買付者と対象者のその他の取締役との間には、本取引後の役員就任や処遇について何らの合意も行っておりません。本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定ですが、原則として現在の経営体制を維持することを予定しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
対象者における独立した法律事務所からの助言の取得
対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得
対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認
対象者における独立した検討体制の構築
本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

上記の詳細については、下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実行することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、2025年3月開催予定の2024年12月期に係る対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件とした単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めることを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本定時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本定時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、対象者の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生ずる日において、本定時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。なお、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者の株主が公開買付者及び本不応募合意株主のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。本株式併合の効力発生前において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、本不応募合意株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち、最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在する場合の対応は、本書提出日現在未定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様(但し、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様(但し、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができることになる予定です。上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、本公開買付けは、本定時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(本不応募合意株主及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるように算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本定時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場していますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイズアウト手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者は、2024年11月11日付で、対象者の代表取締役会長CEOかつ対象者の第二位株主である洲崎良朗氏及び対象者の主要株主かつ筆頭株主である多津巳産業との間で、洲崎良朗氏(所有株式数：8,204,100株、所有割合：19.19%)及び多津巳産業(所有株式数：18,707,220株、所有割合：43.75%)が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成することに合意しております。

また、公開買付者は、2024年11月11日付で、対象者の第三位株主である洲崎福祉財団(所有株式数：3,900,000株、所有割合：9.12%)との間で、洲崎福祉財団が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の契約を締結しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年11月12日(火曜日)から2024年12月23日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年11月12日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金1,930円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	公開買付者は、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報の資料、2024年9月上旬から10月下旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の株価の動向、対象者及び本特別委員会との協議並びに交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通し等を総合的に勘案して、公開買付者は、2024年11月11日、本公開買付価格を1,930円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記のとおり財務情報等の客観的な資料を参考に、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び本特別委員会との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン等は取得しておりません。 本公開買付価格1,930円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年11月8日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,336円に対して44.46%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,334円に対して44.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,369円に対して40.98%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,409円に対して36.98%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格1,930円は、本書提出日の前営業日である2024年11月11日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,353円に対して42.65%のプレミアムを加えた価格となります。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、洲崎良朗氏は、2024年6月下旬、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非公開化することが対象者株式の企業価値向上のために最も有効な手段であるとの考えのもと、本取引に要する資金の提供者である三井住友銀行と初期的な協議を開始いたしました。その後、洲崎良朗氏は、本取引に関する具体的な検討を開始するにあたり、2024年7月下旬に本取引のファイナンシャル・アドバイザーとしてS M B C日興証券を選任し、2024年8月5日に、対象者に対して、本意向表明書を提出いたしました。その後、2024年8月中旬にリーガル・アドバイザーとしてT M I 総合法律事務所を選任いたしました。そして、洲崎良朗氏は、2024年8月13日、対象者から、本特別委員会を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。 洲崎良朗氏は、2024年9月上旬から同年10月下旬まで対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、同年9月26日の本特別委員会に洲崎良朗氏が招聘された際の対話や質疑応答を通じて、(a)主力のアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資、(b)高度なデジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化、(c)各種人事制度の見直し、(d)強靱かつ効率的なサプライチェーンの構築、(e)アグリ事業の収益基盤の強化等の具体的な施策を企図していることを対象者に対して伝達いたしました。

その後、公開買付者は、2024年10月11日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格、本取引のストラクチャー及びスケジュールについてさらに具体的な検討を進め、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務情報、対象者の株価の動向及び対象者において2024年12月期の期末配当を実施しないこと等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1株当たり1,750円(提案実施日の前営業日である2024年10月10日の対象者株式の終値1,378円に対して27.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,377円に対して27.09%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,376円に対して27.18%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,489円に対して17.53%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会から、2024年10月15日、当該提案価格は、少数株主の利益に十分に配慮された金額とはいえないとして本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、公開買付者は、2024年10月23日、本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,800円(提案実施日の前営業日である2024年10月22日の対象者株式の終値1,316円に対して36.78%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,375円に対して30.91%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して31.68%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,455円に対して23.71%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会から、2024年10月24日、当該提案価格は、依然として少数株主の利益に十分配慮された金額とはいえず、同種の取引事例のプレミアム水準や、対象者株式の長期的な市場株価推移、本事業計画を踏まえた本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、公開買付者は、2024年10月31日、本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,880円(提案実施日の前営業日である2024年10月30日の対象者株式の終値1,322円に対して42.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,354円に対して38.85%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,359円に対して38.34%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,430円に対して31.47%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の価格提案書を提出いたしました。これに対して、本特別委員会から、2024年11月1日、当該提案価格は、同種の取引事例のプレミアム水準や対象者株式の中長期的な市場株価推移において、対象者の少数株主が享受すべき利益が一定程度確保された価格であると考えているものの、対象者の本源的な株主価値も勘案し、最大限の価格を提案いただきたいとする旨の要請を受けました。なお、同種の取引事例のプレミアム水準については、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。そして、公開買付者は、2024年11月6日、本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,930円(提案実施日の前営業日である2024年11月5日の対象者株式の終値1,297円に対して48.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して43.92%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,361円に対して41.81%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,419円に対して36.01%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の価格提案書を提出したところ、本特別委員会から、2024年11月6日、対象者としての正式な意思決定は、2024年11月11日に開催予定の対象者取締役会で承認されることを条件とするものの、当該提案価格をもって、対象者として本取引へ賛同し、株主に対し応募を推奨することが妥当であると考えている旨の回答を受領し、本公開買付価格を1,930円とすることで合意に至りました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年11月11日、本公開買付価格を1,930円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定しました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本不応募合意株主が本書提出日現在所有する対象者株式30,811,320株(所有割合:72.05%)に係る議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を超えており、本スクイズアウト手続が確実に実行可能であると考えていることに加え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、以下の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

なお、下記のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータス・コンサルティングを選任し、対象者株式の価値算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2024年11月8日付で本株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者は、本「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、ブルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

ブルータス・コンサルティングは、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、ブルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず、支払われる報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないこと、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しているとのことです。

ブルータス・コンサルティングは、対象者株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の価値算定を行っているとのことです。ブルータス・コンサルティングは本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を、それぞれ用いて対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 1,334円から1,409円
類似会社比較法	: 677円から1,365円
DCF法	: 1,515円から2,719円

市場株価法では基準日を2024年11月8日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値1,336円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,334円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,369円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,409円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,334円から1,409円と算定しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む類似上場企業として、ヤマエグループホールディングス株式会社、株式会社マルイチ産商、株式会社トーホー、株式会社ラクト・ジャパン、木徳神糧株式会社及び尾家産業株式会社を選定した上で、EBITマルチプル及びEBITDAマルチプルを用いて、対象者株式の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を677円から1,365円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2024年12月期から2027年12月期までの財務予測、直近までの業績の動向に基づき、対象者が2024年12月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たりの株式価値の範囲を1,515円から2,719円と算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)とし、5.1%～8.0%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては倍率法として算定しているとのことです。倍率はEBITマルチプル及びEBITDAマルチプルを採用し、EBITマルチプルは6.0倍～9.0倍、EBITDAマルチプルは4.2倍～6.7倍として算定しているとのことです。

ブルータス・コンサルティングがDCF法の算定の前提とした対象者作成の本事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりとのことです。

(単位: 百万円)

	2024年 12月期 (3ヶ月)	2025年 12月期	2026年 12月期	2027年 12月期
売上高	86,471	333,254	371,405	408,376
営業利益	1,564	9,662	14,560	16,302
EBITDA	2,394	13,536	18,778	21,155
フリー・キャッシュ・フロー	686	5,920	1,696	2,343

なお、本事業計画の財務予測に係る数値は、2023年10月16日付で公表した2024年12月期を初年度とする中期経営計画上の数値を下回っているとのことですが、当該中期経営計画は2017年の上場以来の大きな転換点という位置づけのもと、より長期的な事業拡大や達成すべき姿を起点とし、策定された経営計画であり、積極的な成長戦略を前提とした意欲的な目標として策定されたものとことです。対象者は中期経営計画の公表以降、主力のアジア食グローバル事業を中心に、当該計画における事業戦略を着実に推進し、業容の拡大及び収益力の向上を図ってきたとのことです。しかしながら、中期経営計画の策定以降、日本食・アジア食の裾野は広がるものの、北米を中心として、労働参加率低下を一因とする人件費上昇等によるインフレーションの高止まり、中低所得層を中心とした貯蓄率の低下と個人消費の減速、コロナ禍を経た食の消費形態の多様化から、需要構造を含む対象者を取り巻く事業環境は大きく変化しているとのことです。また、国内向け輸入事業では、昨年度から更に進行した円安の影響等によって費用が増加し、収益構造が圧迫される事業環境が継続しているとのことです。これらの結果、2024年5月15日付で公表した「2024年12月期 連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」、及び2024年11月11日付で公表した「2024年12月期 通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、足元の収益環境及び業績等を踏まえ、2024年度12月期の連結業績予想を下方修正する結果となったとのことです。本事業計画は、中期経営計画策定時点からの事業環境の変化や足元の業況等も踏まえ、より現状に則した客観的かつ合理的な財務予測に基づいて策定されたものであり、下記「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、合理性に係る検討及び確認が行われ、承認されたものとことです。以上を踏まえ、公表済中期経営計画上の数値ではなく、本事業計画の財務予測に係る数値に基づき本公開買付価格の妥当性を検討することが適切であると判断したとのことです。なお、本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024年12月期については、対象者が2024年5月15日付で公表した「2024年12月期 連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」、及び2024年11月11日付で公表した「2024年12月期 通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、アグリ事業の国内向け青果事業において大幅な損失を計上したこと、また、アジア食グローバル事業において、北米を中心に報酬水準の引上げやインフレ等の影響により、人件費や賃料等の販管費が増加したこと、営業利益が7,000百万円(対前年比36.48%減少)となることを見込んでいるとのことです。また、アジア食グローバル事業における地理的拡大、販路の拡大及び事業領域の拡大による売上上昇、SCM(注1)関連への積極的な投資によるオペレーションの効率化等に伴い、2025年12月期の営業利益は9,662百万円(対前年比38.03%増加)、2026年12月期の営業利益は14,560百万円(対前年比50.69%増加)となることを見込んでいるとのことです。加えて、本事業計画には、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年12月期においては、上記のとおり大幅な増益を見込んでいることから、前年対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。2026年12月期においては、売上高上昇に伴う運転資本の増加並びにSCM(注1)関連への積極的な投資から生じる設備投資額の増加に伴い、前年対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでいるとのことです。2027年12月期においては、設備投資額の減少及びオペレーションの効率化等に伴う増益により、前年対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。さらに、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

(注1) 「SCM」とは、サプライチェーンマネジメントの略称であり、サプライチェーン全体で仕入から販売に至るまでの流れを一貫して把握・管理することにより、物流全体の最適化を図る手法をいいます。

ブルータス・コンサルティングは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。但し、ブルータス・コンサルティングは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回のインタビューを行いその内容を分析及び検討しているとのことです。また、下記「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本取引において手続の公正性を担保するために講じるべき措置、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

なお、西村あさひは、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。西村あさひは対象者にとって顧問法律事務所ではあるとのことです。対象者が西村あさひに法的助言の対価として支払った金額は対象者の社外役員の独立性の基準を下回る少額のものであり、西村あさひの本取引に関する法的助言の公正性に疑いを抱かせる金額ではなく、西村あさひの報酬は、本取引の成否にかかわらず時間単位の報酬のみとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておらず、本取引の成否にも重要な利害を有していないとのことです。また、西村あさひは対象者に限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供する外部の法律事務所であり、対象者も西村あさひの依頼者の一つとして西村あさひの取扱分野や専門性を踏まえて対象者の事業や経営判断に関し法律相談を継続的に依頼し、外部の法律専門家として法的助言を受けるために法律顧問契約を締結しているものであって、かかる法律顧問契約を締結していることをもって対象者からの独立性は害されないとのことです。西村あさひは対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして本取引に関する法的助言を行うものであることから、西村あさひの対象者、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否からの独立性に問題は無いと判断しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないこと、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反の問題が典型的に存在すること等に鑑み、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2024年8月13日開催の対象者取締役会決議に基づき、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立した委員によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。本特別委員会の委員としては、対象者の独立社外取締役から成る委員(対象者の独立社外取締役である能見公一氏、大村由紀子氏及び新井一氏の3名を選定しているとのことです。なお、対象者は、当初から当該3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされ、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

そして、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、()本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含みます。)、()本取引の条件の妥当性、()本取引に係る手続の公正性、()対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、()対象者取締役会における本取引についての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか(以下、かかる()乃至()の事項を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問しているとのことです。

また、対象者は、上記取締役会決議において、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当該取引条件による本取引に賛同しないものとする旨を決議しているとのことです。併せて、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)対象者のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザーその他のアドバイザー(以下「アドバイザー等」といいます。)を承認(事後承認を含みます。)した上で、本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、当該アドバイザー等から専門的助言若しくは説明を受ける権限、又は、独自のアドバイザー等を選任した上で当該アドバイザー等から専門的助言を受ける権限(この場合の費用は対象者が負担するとのことです。)、(b)適切な判断を確保するために、対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、並びに(c)必要に応じて、本取引の条件等の交渉を行う権限(なお、本特別委員会が、本取引の条件等の交渉を直接行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めるものとし、対象者は当該状況が確保されるよう協力するとのことです。)をそれぞれ付与しているとのことです。

本特別委員会は、2024年8月28日より同年11月8日まで合計8回、合計約8時間にわたって開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われたとのことです。

具体的には、本特別委員会は、まず、2024年8月28日、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのブルータス・コンサルティングの選任並びに対象者のリーガル・アドバイザーとしての西村あさひの選任を、それぞれ承認しているとのことです。また、本特別委員会は、必要に応じ対象者のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、実際にこれらの専門的助言を随時受領しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、西村あさひ及びブルータス・コンサルティングから受けた説明を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。

本特別委員会は、対象者から、対象者の事業の内容、外部環境、現在の経営課題、ブルータス・コンサルティングによる株式価値算定の前提とした本事業計画の内容、公開買付者が本取引を検討するに至った経緯、公開買付者の提案内容等に関する事項等に関する事項の説明を受け、質疑応答を実施しているとのことです。また、公開買付者から、本取引の背景・意義・目的、本取引により想定される影響、本取引のストラクチャー・条件、本取引後の対象者の経営体制・経営方針について説明を受け、質疑応答を実施しているとのことです。さらに、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉について、対象者からその経緯及び内容等につき適時に報告を受けるだけでなく、本特別委員会における協議、公開買付者との本取引に係る面談及び質疑応答、並びに公開買付者に対する本公開買付価格の増額の要請を実施する等、本公開買付価格について公開買付者から1,930円という最終的な提案を受けるに至るまで、およそ3ヶ月の間、複数回にわたり対象者に意見や助言をする等して、公開買付者との交渉過程に直接かつ実質的に関与しているとのことです。加えて、ブルータス・コンサルティングから対象者株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受け、当該算定方法の前提、内容及び結果等について財務的見地から質疑応答を行い、その合理性を検証した他、西村あさひから本取引において利益相反を軽減又は防止するために採られている措置及び本取引に関する説明を受け、公正性担保措置の一般的意義・概念及び本取引における当該措置の十分性等に関し質疑応答を行うとともに、対象者から本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、公開買付者から提案された本公開買付価格が、対象者が実現し得る本源的価値が適切に反映されているか等についての質疑応答を実施しているとのことです。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は本諮問事項について慎重に協議・検討を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリース及び意見表明報告書の各ドラフト、公開買付者が提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトの内容について、西村あさひ及びブルータス・コンサルティングの説明を受け、公開買付者及び対象者が、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの助言を得て充実した情報開示を行う予定であることを確認しているとのことです。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年11月11日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本諮問事項についての本答申書を提出しているとのことです。

() 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含みます。)

本特別委員会が対象者及び公開買付者から受けた説明並びに本特別委員会に提出された資料を踏まえると、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引に至る背景となる対象者グループの事業内容・事業環境については、対象者グループの属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容や対象者取締役会の理解とも整合すると考えられる。

また、対象者グループの事業内容・事業環境を踏まえ、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引後に講じられることが具体的に想定される各施策は、対象者グループの現在の事業内容及び事業環境を前提とした合理的なものであり、対象者における将来の中長期的な企業価値の向上のための施策として、評価し得るものであると考えられる。

すなわち、対象者は創業以来、グローバルに展開する44の拠点において、日本食・アジア食を中心とした様々な食品・食材を世界から世界へクロスボーダーで商品企画・生産・在庫・販売・分荷配送する対象者独自の一気通貫可能なサプライチェーンを活用して高付加価値な商材を顧客に提供するビジネスモデルを構築し、今日まで事業を展開してきたが、現在の事業環境の下、より高度で持続的な成長と高い収益力の実現を図るためには、これまで以上に積極かつ迅速・確実に各種施策を実行することが必須であるとの対象者の判断は是認できる。

他方で、かかる経営課題に対し、洲崎良朗氏は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、本取引実行後に、主力のアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資、高度なデジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化、各種人事制度の見直し、強靱かつ効率的なサプライチェーンの構築、アグリ事業の収益基盤の強化という施策を実施することを企図している。対象者、公開買付者及び洲崎良朗氏から受けた説明等を踏まえて検討した結果、については、対象者の主力であるアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資を通じて、従来はカバーできていなかった地域の日本食レストランや小売店等を含め、より迅速かつ正確な配送を低コストで実現し、顧客満足度の向上の実現が期待できること、デジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化により、商品開発や取扱商品種類の増加等、顧客への付加価値創出に専念でき、またデータに基づいて判断を行う価値創出が推進できること、各種人事制度の見直しにより、民族的な差異を排除する無民族化を目的とした多民族化や、組織の活性化が期待されること、強靱かつ効率的なサプライチェーンの構築は、最適な物流網・在庫水準の実現に加え、地政学的リスクや気候変動リスクの高まりを踏まえても重要性が高いこと、生産・販売の質と量を適正管理することによるアグリ事業の収益基盤の強化により、同事業の利益最大化が図れると考えられることから、いずれの施策も、対象者の中長期的な企業価値向上のために積極的に推進していくべきものであると認められる。

しかしながら、これらの施策を実行した際には、多額の投資が一定期間先行して必要となるため、中長期的には対象者の企業価値向上が期待できるものの、短期的には利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等を招くリスクがあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実行した場合には、資本市場から十分な評価が得られず、その結果、対象者の株価の下落を招き、対象者の株主が短期的には悪影響を被る可能性も否定できないと考えられる。他方で、上記のとおり、対象者を取り巻く事業環境に鑑みると、これらの施策を縮小又は先延ばしにすることは、中長期的には対象者の競争力・収益力を弱めることに繋がるものと考えられる。

以上を踏まえ、対象者の株主に対して、短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、対象者株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣を一体化させた上で上記施策を迅速かつ積極的に実行していくために、本取引を実施して対象者株式を非公開化するという手法には、対象者の企業価値向上を実現する観点から合理性があると考えられる。

なお、上場企業の株式の非公開化による影響として、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として享受してきた社会的な信用力や知名度の向上を遂げた人材確保、取引先をはじめとするステークホルダーに影響を及ぼすといった悪影響が生じる可能性が一般的には考えられる。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、当面の間エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込まれていないこと、金融機関との長期的な取引により良好な関係を築けており、また昨今の良好な資金調達環境を鑑みても、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが想定されること、さらには、一定のブランド力や取引先に対する信用力は既に確保できていること等を踏まえると、非公開化のデメリットは限定的であると考えられる。したがって、本特別委員会は、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回るものと判断する。

これらの検討内容を踏まえると、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は合理性を有するものであると考えられる。

() 本取引の条件の妥当性

以下のとおり、本公開買付価格は公正かつ妥当なものであり、その決定過程に不合理な点は見当たらない。その他の取引条件についても対象者の少数株主に不利益となる事情は認められないことから、本取引の条件は妥当なものであると考えられる。

- (a) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本公開買付価格は、対象者のアドバイザーの助言を踏まえて、本特別委員会と公開買付者との間の真摯な価格交渉の結果決定されており、また、3回にわたる価額の引上げの要請が行われ、実際に本公開買付価格が1,750円から1,930円までに引き上げられており、これらの本特別委員会と公開買付者との本公開買付価格の交渉に係る経緯には、不合理な点は認められないことから、本特別委員会と公開買付者との取引条件に関する協議・交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、対象者の企業価値を高めつつ対象者の少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指した合理的な努力が行われる状況が確保されていたものと認められること。
- (b) 対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、2024年11月8日付で本株式価値算定書を取得しており、本株式価値算定書の基礎とした本事業計画については、下記()「本取引に係る手続の公正性」に記載のとおり、ブルータス・コンサルティングからの説明を踏まえ、本特別委員会においても、本事業計画の作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、合理性に係る検討及び確認を行い、承認したものであり、また、本特別委員会は、本株式価値算定書の内容を検討するとともに、ブルータス・コンサルティングから、本株式価値算定書の内容について説明を受けた結果、上記の各手法は、いずれも現在の実務に照らして一般的かつ合理的な手法であると考えられ、その算定の内容についても現在の実務に照らして一般的かつ合理的なものであると考えられ、本株式価値算定書に準拠できると考えられること。
- (c) 本公開買付価格は、本答申書作成日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,336円に対して44.46%、本答申書作成日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,334円に対して44.68%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,369円に対して40.98%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,409円に対して36.98%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本公開買付けと同種の公開買付け事例(経済産業省がM&A指針を公表した2019年6月28日以降に公表された、特別関係者を含む公開買付者が公開買付け実施前に所有する対象会社の株式に係る議決権数が対象会社の総株主の議決権数の3分の2を超えている公開買付け事例26件。但し、不成立となった事例を除き、2024年8月31日までに公表された案件に限る。)におけるプレミアム水準の平均値及び中央値(それぞれ公表日の前営業日の株価に対して中央値37.22%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値37.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値36.89%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値33.72%)を上回る水準であることから、総じて、他の類似事例と比べても遜色ないプレミアム水準が確保されており、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること。
- (d) 上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載の本スクイズアウト手続の方法は、本取引のような完全子会社化の取引において一般的に採用されている会社法第180条に基づく株式併合により行われる予定であり、本取引の方法として妥当であると考えられ、また、本スクイズアウト手続の条件についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定・決定される予定であるところ、本スクイズアウト手続は、本公開買付けに続く手続として予定されているものであり、時間的に近接した両手続において交付される対価が同一のものとなるようにすることは合理的であると考えられること。

(e) 公開買付者は、本スクイズアウト手続の完了後、本合併を実施し、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを予定しているとのことであり、本合併に関する具体的な日程等の詳細については未定とのことであるが、本合併の実施が、他の類似事例と比較して、対象者の少数株主にとって不利益となり得る特段の事情は認められず、また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、本銀行融資により賄うことを予定しており、本銀行融資に係る融資契約では、本スクイズアウト手続を通じて対象者の株主が公開買付者及び本不応募合意株主のみとなった後、本銀行融資に関して、対象者を公開買付者の連帯保証人とする予定とのことであるが、対象者の本事業計画等に鑑みれば今後も継続して安定した収益が見込まれること等を踏まえると、本銀行融資により対象者グループの企業価値に重大な悪影響を与えるような財務状況の悪化が生じるものとは認められないこと。

() 本取引に係る手続の公正性

以下のとおり、本取引においてはM&A指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらないため、本取引の手続の公正性は確保されていると考えられる。

- (a) 本取引においては、取引条件の形成過程の初期段階から全般にわたって、本特別委員会が関与していたことが認められること、本特別委員会の委員は、それぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであることが認められること、本特別委員会については、本特別委員会の設置、権限、職責、委員の選定及び報酬の決定の各過程において、対象者の独立社外取締役が主体性を持って実質的に関与する体制が確保されていたことが認められること、本特別委員会は、公開買付者との間の取引条件に関する交渉過程に、対象者取締役会を通じて直接かつ実質的に関与してきたことが認められること、本特別委員会においては、対象者の企業価値の向上の観点及び少数株主の利益を図る観点から、本取引に関する検討過程において適時に各アドバイザーの専門的な助言・意見等を取得し、本取引の是非、本公開買付価格をはじめとする本取引の条件の妥当性、本取引における手続の公正性等について慎重に検討及び協議を行う体制が確保されていたと認められること、本特別委員会が非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる体制を整備していることが認められること、本取引の検討について本特別委員会に求められる役割を適切に果たすための特別の報酬が、元々支払いが予定されていた役員報酬とは別に、本取引の成否と関係なく支払われることとなっていることを踏まえると、本特別委員会の委員が時間的・労力的なコミットメントを行いやすく、かつ本取引の成否から独立した立場から判断を行うための環境が整えられていることが認められること、本取引については取締役会が本特別委員会の意見を最大限尊重して意思決定を行うことのできる体制が確保されていることが認められること、本取引の検討・交渉に際しては、公開買付者から独立した社内検討体制、及び利害関係を有する取締役を本取引の検討・交渉に関与させない体制が整備されていたことが認められることから、本取引の検討に際しては、特別委員会の実効性を高める工夫に関するM&A指針の指摘事項に配慮した上で、独立性を有する特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められること。
- (b) 本取引においては、対象者は、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、本取引の検討の初期段階から、必要な法的助言を受けていたことが認められ、また、対象者、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したファイナンス・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータス・コンサルティングを選任し、対象者株式の価値算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2024年11月8日付で本株式価値算定書を受領しており、これに基づき判断を行っていることに加え、公開買付者との間の価格交渉等においては、適時、ブルータス・コンサルティングの助言及び補助を得ており、かつ、西村あさひ及びブルータス・コンサルティングの公開買付者及び本公開買付けの成否からの独立性に問題はないと認められること。

- (c) 本取引においては、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていることが認められ、他方で、本取引においては、積極的なマーケット・チェックは実施されていないものの、情報管理の観点に加え、公開買付者及び本不応募合意株主が併せて対象者の総株主の議決権の3分の2以上を保有しており、かつ、対抗的提案者による対抗提案があった場合であっても、対象者株式を売却する意向を有していることは窺われないことからすれば、積極的なマーケット・チェックを行う意義は乏しいといえることができるから、これを実施しなくとも、本取引の公正性が阻害されるおそれは低いと考えられること。
- (d) 本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限は設定されていないものの、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定とし、かえって本公開買付けにより対象者株式の売却を検討したい少数株主に対して売却の機会が提供されず、当該株主の利益に資さない可能性があること、また、公開買付者及び対象者において他に十分な公正性担保措置を講じていることから、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされており、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本公開買付けの手の公正性を損なうものではないと考えられること。
- (e) 特別委員会に関する情報、株式価値算定書に関する情報及びその他の情報が開示される予定であり、M&A指針が開示を求める情報は十分に開示されるものと認められること。
- (f) 本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされているといえ、手の公正性の確保に資する対応が採られていると考えられること。

() 対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記()乃至()の検討のとおり、本取引の目的は合理的を有すると考えられること、本取引条件は妥当であると考えられること、及び本取引に係る手続は公正なものであると考えられることからすると、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。

() 対象者取締役会における本取引についての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか

上記()乃至()の検討のとおり、本取引についての決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、西村あさひから受けた法的助言、ブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものであるか否かについて、慎重に協議・検討したとのことである。

その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年11月11日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(洲崎良朗氏を除く6名)の全員一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことである。

	なお、対象者の代表取締役会長CEOである洲崎良朗氏は、公開買付者の代表取締役及び対象者の大株主であることから、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。 対象者における独立した検討体制の構築 対象者プレスリリースによれば、対象者は構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、洲崎良朗氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、上記「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載の2024年11月11日開催の取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者及び対象者との協議並びに交渉にも一切参加していないとのことです。当該検討体制は、全て公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立性の認められる役職員のみ(取締役である佐々祐史氏及び新開裕之氏を含みます。)で構成することとし、2024年11月11日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。 また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する役職員の範囲及びその職務(対象者の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成等の高い独立性が求められる職務を含みます。)は西村あさひの助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保 公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しております。このように公開買付期間を法定最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しております。 また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	11,949,775(株)	- (株)	- (株)
合計	11,949,775(株)	- (株)	- (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である11,949,775株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(43,059,420株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(298,325株)及び本不応募株式(30,811,320株)を控除した株式数(11,949,775株)です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	119,497
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月12日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月12日現在)(個)(g)	308,113
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)	142,392
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	27.95
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)(\%)$	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(11,949,775株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 対象者株式は2024年7月1日付で株式分割(普通株式1株を3株に株式分割)を行っております。「対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年8月14日に提出した第78期半期報告書に記載された2024年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(43,059,420株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(298,325株)を控除した株式数(42,761,095株)に係る議決権の数(427,610個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。

オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)(以下「日興イーजीトレード」といいます。)による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認の上、所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります(注1)。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注2)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注2)をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続きが完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してから受付となります。なお、振替手続きには一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

- (注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの(通知カードは除く。)は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

< 個人 >

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(3)
		公務員共済組合の組合員証(3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

< 法人 >

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(3)
	公務員共済組合の組合員証(3)
	パスポート(6)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- (4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- (6) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

< 外国人株主等 >

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手続きください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	23,063,065,750
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	130,000,000
その他(円)(c)	10,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	23,203,065,750

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(11,949,775株)に、本公開買付価格(1,930円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) 弁済期：貸付実行日の12ヶ月後の日(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利	24,063,000
計(b)				24,063,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友銀行から24,063,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年11月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

24,063,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

2024年12月27日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーゼットレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。))。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
2024年10月	商号をワイエス商事株式会社とし、本店所在地を東京都港区、資本金を100,000円とする株式会社として設立
2024年11月	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 1 号に本店移転

(注) 2024年11月 7 日現在の公開買付者の所在地は東京都港区であるところ、2024年11月 8 日付で東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 1 号に本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- 1．株式保有による事業活動の支配管理
- 2．前号に附帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者株式の取得及び保有を主たる事業内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年11月12日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
100,000	100

【大株主】

2024年11月12日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
洲崎 良朗	東京都千代田区	100	100.00
計	-	100	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年11月12日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	洲崎 良朗	1958年 1 月18日生	1980年 9 月 モルガン銀行東京支店入社 1988年 9 月 対象者取締役 1994年 5 月 対象者代表取締役社長 2000年10月 アイピーエム西本株式会社(現Wismettacフーズ株式会社)代表取締役会長 2012年 3 月 西本貿易株式会社(現Wismettacフーズ株式会社)代表取締役会長(現任) 2017年 3 月 対象者代表取締役会長CEO 2019年 1 月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director(現任) 2020年 3 月 対象者代表取締役会長兼社長CEO 2023年 1 月 対象者代表取締役会長CEO(現任) 2024年11月 公開買付者代表取締役(現任)	100
計					100

(注) 公開買付者の設立時の代表取締役は佐藤隆司氏であるところ、2024年11月 8 日付で佐藤隆司氏が代表取締役の地位を辞任し、洲崎良朗氏が公開買付者の代表取締役に就任しており、本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年10月 7 日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年11月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	308,113(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株 券 等 預 託 証 券 ()	-	-	-
合計	308,113	-	-
所有株券等の合計数	308,113	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年11月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	308,113(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株 券 等 預 託 証 券 ()	-	-	-
合計	308,113	-	-
所有株券等の合計数	308,113	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
【特別関係者】

(2024年11月12日現在)

氏名又は名称	洲崎 良朗
住所又は所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 1 号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役 対象者 代表取締役会長CEO
連絡先	連絡者 弁護士 高原 達広 / 同 池田 賢生 / 同 合田 顕宏 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

(2024年11月12日現在)

氏名又は名称	多津巳産業株式会社
住所又は所在地	兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目 1 番38号
職業又は事業の内容	資産管理会社
連絡先	連絡者 弁護士 高原 達広 / 同 池田 賢生 / 同 合田 顕宏 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

(2024年11月12日現在)

氏名又は名称	公益財団法人洲崎福祉財団
住所又は所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 1 号 日本橋室町三井タワー15階
職業又は事業の内容	障害者支援のための助成活動
連絡先	連絡者 山口 大輔 連絡場所 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 1 号 電話番号 03-6870-2019
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

洲崎 良朗

(2024年11月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	82,041(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株 券 等 預 託 証 券 ()	-	-	-
合計	82,041	-	-
所有株券等の合計数	82,041	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

多津巳産業株式会社

(2024年11月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	187,072(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株 券 等 預 託 証 券 ()	-	-	-
合計	187,072	-	-
所有株券等の合計数	187,072	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

公益財団法人洲崎福祉財団

(2024年11月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	39,000(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株 券 等 預 託 証 券 ()	-	-	-
合計	39,000	-	-
所有株券等の合計数	39,000	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、対象者の代表取締役会長CEOかつ対象者の第二位株主である洲崎良朗氏(所有株式数：8,204,100株、所有割合：19.19%)、対象者の主要株主かつ筆頭株主である多津巳産業(所有株式数：18,707,220株、所有割合：43.75%)及び対象者の第三位株主である洲崎福祉財団(所有株式数：3,900,000株、所有割合：9.12%)との間で、2024年11月11日付で、それぞれが所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：30,811,320株、所有割合の合計：72.05%)を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には株主総会において、本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨をそれぞれ合意しております。本不応募合意の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年11月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、これら対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、2024年11月11日付で、洲崎良朗氏(所有株式数：8,204,100株、所有割合：19.19%)との間で、所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成することに合意しております。詳細については、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	2024年 5月	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月	2024年 11月
最高株価(円)	5,860	4,420 1,471	1,483	1,465	1,504	1,447	1,394
最低株価(円)	4,000	4,175 1,396	1,366	1,015	1,310	1,287	1,291

(注1) 2024年11月については、11月11日までの株価です。

(注2) 対象者は、2024年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。なお、2024年6月の月別最高・最低株価の印は当該株式分割による権利落ち後である2024年6月27日から2024年6月28日までの最高・最低株価となります。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第76期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2023年3月31日 近畿財務局長に提出

事業年度 第77期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2024年3月29日 近畿財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第78期中(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 2024年8月14日 近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

西本Wismettacホールディングス株式会社日本橋本社

(東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2024年11月11日付で「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該第3四半期決算短信に添付される四半期連結財務諸表については、監査法人による任意のレビューを受けているとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	2024年12月期第3四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至2024年9月30日)
売上高	247,529百万円
営業利益	5,435百万円
経常利益	5,555百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,861百万円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	2024年12月期第3四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至2024年9月30日)
1株当たり四半期純利益	66.87円
1株当たり配当金	60.00円

(2) 「2024年12月期 通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年11月11日付で「2024年12月期 通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(3) 「2024年12月期 期末配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年11月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2024年12月期の配当予想を修正し、2024年12月期の期末配当を行わないこと並びに2024年12月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。